

### 新穂ダム しなしな観桜会を開催しました

4月17日（日）に、新穂ダムしなしな観桜会と題して、桜まつりが行われました。新型コロナウイルス禍で予定にあったのろま人形の公演と「どーじょ会」による衣料品の譲渡会は実施できませんでしたが、イベントでは桜を満喫「桜ウオーク」と昭和レトロカーの展示が実施されました。「桜ウオーク」には多くの人に参加していただき、新穂ダム一周約3kmを歩きながら講師の板垣氏より説明を受けて、新穂地域づくり協議会が植栽している桜などを見学し、参加者には新潟県佐渡地域振興局よりご協力いただいたダムカードを提供し、ダムの新たな情報も知ることができ好評でした。



### 災害時協力井戸を募集しています！

新穂地域づくり協議会では、災害が発生し、水道の給水が停止したときに、地区住民の方々にトイレや洗濯、掃除などに使う生活用水（飲用以外）として、井戸水を無償で提供していただける「災害時協力井戸」の登録世帯を募集しています。現在、17軒の世帯からご協力いただき、登録が完了していますが、いざ災害の際、より多くの井戸が使えるよう、登録にご協力をお願いいたします。井戸の登録の際、井戸水の水質検査を行いますので、まずは、事務局（新穂行政サービスセンター）にご連絡ください。

**【井戸の登録の際ご了承ください事】**  
災害時協力井戸に登録いただいた場合、災害時に、井戸水を使いたい方が、どの場所に井戸があるか分かるように、登録者の住所、氏名を掲載した図面を作成して、新穂地域の各戸に配布させていただく予定です。

井戸の登録要件を満たした場合、「災害時協力井戸の家」のステッカーをお渡ししますので、玄関先などに掲出をお願いします。



# 集落活動中などの事故等を補償します！

地域の皆さまが安心して集落活動に参加し、集落から地域づくり活動への参加の輪が広がるよう、新穂地域づくり協議会では集落活動及び協議会活動中の事故等を補償する「自治会活動保険」に加入しています。

○保険期間：令和4年6月1日～令和5年6月1日（1年間）

## ○補償の内容

補償の種類	支払限度額	事故等の事例
<b>1.賠償責任</b> 自治会または自治会に加入している住民が、集落や協議会の活動中に、第三者にケガを負わせたり、あるいはモノを壊した場合などの賠償金を補償します。	<b>3,000万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落行事の最中、参加者が誤って他者にケガを負わせた。</li><li>・集落主催のイベント中にテントが風で飛ばされ、参加者にあたりケガをした。また、飛ばされたテントが隣家の窓を割った。</li><li>・道普請中に石が飛んで、近くの車に傷をつけた。</li></ul>
<b>2.傷害見舞費用</b> 地域の住民でない親族または、自治会活動に参加を依頼された方が、集落や協議会の行事等に参加中に、偶発的な事故により、死亡またはケガをした場合に、行事等の主催者が慣習として支払う見舞金・弔慰金を補償します。	<b>10万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・帰省中の家族が、集落の行事に参加した際にケガをした。</li><li>・集落主催の行事に招かれた来賓が、行事中にケガをした。（来賓等が行事会場に移動中に発生した事故は補償対象外）</li></ul>
<b>3.傷害</b> 自治会に加入している住民が、集落や協議会の活動中に事故により死亡またはケガをした場合に、その傷害を補償します。	<b>死亡・後遺障害 300万円 入院 (180日まで) 2,000円/日 通院 (90日まで) 1,000円/日</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落の班長が、市の配布物を配達の際にケガをした。</li><li>・集落活動の草刈中にケガをした。</li><li>・集落行事の会場への移動中または行事の最中の事故によりケガをした。</li></ul>
<b>4.費用損害</b> 雨や雪などにより屋外の集落活動等が中止や延期となったために被る費用損害を補償します。	<b>50万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落主催の屋外レクリエーション当日、大雨により中止したため、注文していた仕出し弁当の発注を取り消したことにより、キャンセル料が発生した。</li></ul>

※傷害見舞費用保険金および傷害保険金は、ケガや後遺障害などの状況によって支払限度額が異なります。

※集落活動で事故が発生した場合は、集落長を通じて事務局へご連絡ください。